

第25号議案

品川区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区立公園条例の一部を改正する条例

品川区立公園条例（昭和39年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の5」を「第2条の6」に改める。

第2条の4に次のただし書を加える。

ただし、敷地面積が1,000平方メートル未満の公園については、100分の5とする。

第2条の5第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。」を加え、第1章の2中同条の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第2条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

ただし、主として運動の用に供することを目的とする公園で、規則で定めるものにあつては、100分の80とする。

別表第2電柱、標識の項中「1,377円」を「1,583円」に改め、同表水道管、下水管、ガスパイプ、電線の項中「612円」を「703円」に改め、同表鉄塔の項および変圧塔、マンホールの類の項中「1,020円」を「1,173円」に改め、同表郵便差出箱、信書便差出箱の項中「408円」を「4

69円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,020円」を「1,173円」に改め、同表地下の占用物件の項中「721円」を「865円」に、「306円」を「351円」に改め、同表高架の占用物件の項中「510円」を「586円」に改め、同表天体、気象または土地の観測施設の項中「823円」を「987円」に改め、同表都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設の項中「1,020円」を「1,173円」に改め、同項を同表保育所その他の社会福祉施設の項とし、同表写真撮影のための常時占用の項中「8,160円」を「9,360円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「12,750円」を「14,625円」に改め、同表その他の占用の項中「34円」を「39円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区立公園条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

(説明) 区立公園の占用料の限度額を改定するほか、公園施設の建築面積の基準を見直す必要がある。